

第34回東京都環境審議会総会

平成21年7月8日

【山下環境政策課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第34回東京都環境審議会総会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます東京都環境局環境政策部環境政策課の山下と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、第9期の初めての審議会ということでございまして、会長が選任されるまでの間私が進行を務めさせていただきたいと存じます。

初めに、本日の出席についてでございますが、ただいまご出席の委員の方々は14名ということで、委員総数21名の過半に達しております。審議会規則に定める定足数を満たしておりますので、この会議は正式に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして環境局長の有留よりごあいさつ申し上げます。

【有留環境局長】 環境局長の有留でございます。委員の皆様には、第9期東京都環境審議会の委員にご就任いただきまして、また、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

第8期の本審議会では、2つの審議事項について熱心なご議論をいただきました。1つは環境確保条例改正について、もう一つは東京都環境基本計画の改定のあり方についてでございます。昨年それぞれにつきまして答申をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

この答申を受けまして、環境確保条例の改正につきましては、気候変動対策の強化を図るため昨年7月、今年3月に改正を行いまして、オフィスビル等も対象とした世界で初めての都市型の温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を、平成22年4月から実施することとしております。現在制度の詳細を詰めておりまして、既に事業者への説明会も実施するなど実施に向け着実に施策を進めているところでございます。

一方、東京都環境基本計画につきましては、審議会答申を受けまして昨年3月に策定いたしました。人類生物の生存基盤が確保され、健康で安全に生活でき、快適で質の高い生活が享受できる都市を目指すため、気候変動対策の強化をはじめとして、緑の減少への取

り組み、資源の循環利用、より良質な大気環境の創出、土壌汚染などの環境の負の遺産の解決に向け果敢に取り組むこととしております。

また、東京都は平成18年12月に都市戦略である「10年後の東京」を策定しまして、世界で最も環境負荷の少ない持続可能な都市東京の実現を打ち出しました。そのため、2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%、2005年比では22%削減することとしております。さらに、2016年に向けまして、公立小中学校の校庭芝生化など新たに1,000ヘクタールの緑を創出し、街路樹を100万本に倍増するといった目標を掲げております。

その実現に向けた全庁横断のプロジェクトとして、カーボンマイナス東京10年プロジェクト、緑の東京10年プロジェクトに取り組んでおりまして、ここで掲げました先進的取り組みの成果が都民の皆様にも実感できるよう、さらに加速してまいりたいと存じます。なお、この2つのプロジェクトにつきましては、後ほど現在の進捗状況についてご報告させていただきます。

今後とも委員の皆様におかれましては、環境行政全般をさらに強化していくためにも専門的なお立場から調査、審議にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 それでは続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元に座席表、次第でクリップでとじてあるもの、環境基本法の抜粋、その他環境基本計画の冊子がございますので、もし足りない点等ございましたらお申しつけいただければと存じます。

それから、事前にご案内しなくて大変申しわけございませんでしたが、東京都は省エネ推進行動の一環として、夏のライフスタイルということで庁舎内の室温を28度に設定しております。そうした形で、私どもはノーネクタイで軽装という形で執務してございますので、委員の皆様におかれましては、ちょっと暑いとお感じになれば上着等を脱いでいただければと思っております。

それでは、まず資料1「東京都環境審議会委員名簿」をつけさせていただいておりますけれども、この名簿に沿いまして第9期の委員としてご就任いただきました皆様をご紹介申し上げます。私のほうでご紹介申し上げます。着席のままで結構でございます。では、会長席の右側からご紹介申し上げたいと思っております。名簿の1行目でございますけれ

ども、冒頭の浅野委員は本日ご欠席ということでございます。名簿の次でございますが、飯田委員でございます。続きまして市川委員でございます。

【市川委員】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 大塚委員でございます。

【大塚委員】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 大前委員でございます。

【大前委員】 よろしくお願ひします。

【山下環境政策課長】 小河原委員でございます。

【小河原委員】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 河口委員でございます。

【河口委員】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 窪田委員でございます。

【窪田委員】 窪田です。よろしくお願ひします。

【山下環境政策課長】 小早川委員でございます。

【小早川委員】 よろしくお願ひします。

【山下環境政策課長】 名簿のその下、駒井委員、柴山委員、下村委員は本日ご欠席ということでございます。続きまして会長席の左側でございますが、田瀬委員でございます。

【田瀬委員】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 お隣、田辺委員でございます。

【田辺委員】 よろしくお願ひします。

【山下環境政策課長】 富田委員でございます。

【富田委員】 よろしくお願ひします。

【山下環境政策課長】 名簿の西岡委員と原田委員は本日ご欠席でございます。富田委員のお隣、平田委員でございます。

【平田委員】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 お隣、堀委員でございます。

【堀委員】 よろしくお願ひします。

【山下環境政策課長】 森口委員でございます。

【森口委員】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 芳住委員でございます。

【芳住委員】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。続きまして、本日出席しております環境局の幹部職員の紹介をさせていただきます。今ごあいさつ申し上げましたが、改めまして環境局長の有留でございます。

【有留環境局長】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 環境政策部長の森でございます。

【森環境政策部長】 よろしくお願ひします。

【山下環境政策課長】 環境政策担当部長の長谷川でございます。

【長谷川環境政策担当部長】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 都市地球環境部長の大野でございます。

【大野都市地球環境部長】 大野でございます。

【山下環境政策課長】 環境改善部長の柿沼でございます。

【柿沼環境改善部長】 よろしくお願ひします。

【山下環境政策課長】 自動車公害対策部長の市川でございます。

【市川自動車公害対策部長】 市川でございます。

【山下環境政策課長】 廃棄物対策部長の井戸でございます。

【井戸廃棄物対策部長】 井戸でございます。

【山下環境政策課長】 自然環境部長の中島でございます。

【中島自然環境部長】 よろしくお願ひいたします。

【山下環境政策課長】 それでは、次第に従いましてただいまから議事（1）でございますが、会長の選任に入らせていただきたいと存じます。当審議会規則第4条第1項の規定に基づきまして、会長は委員の皆様の互選によりお選ひいただくということになってございます。いかがいたしましょうか。

【飯田委員】 こうやって名簿を拝見しますと、私もいつの間にか一番古株の一人になってしまっているの、私のほうから厚かましく提案させていただきますと、やはり前期環境確保条例の改正という非常に難しい課題を見事にまとめていただいた、小早川先生に引き続き会長をしていただくのがよろしいのではないかとご推薦申し上げます。

【山下環境政策課長】 ただいま小早川委員にというご提案がございましたが、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【山下環境政策課長】 異議なしということでございますので、小早川委員に会長職をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

【小早川委員長】 かしこまりました。

【山下環境政策課長】 それでは小早川委員、会長席にお移りいただきますようよろしく願い申し上げます。

それでは、これからの議事につきましては小早川会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

【小早川委員長】 小早川でございます。ただいま皆様方のご推薦をいただきまして、ふつつかではございますが会長を務めさせていただきます。皆様のご協力をいただきながら務めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

先ほど局長さんからもお話がございましたが、前期は前期なりに重い課題を何とかこなしてまいりました。ただ、そこでほっと一息というわけにもいきませんで、内外ともに大きな動きが続いております。基本計画にしろ条例による新しい制度にしろ、決して手を抜かないといえますか、気を休めることなく政策をきちんとさらに一步ずつ先へ進めていかなければならないという大事な時期であるかと思っておりますので、どうか皆様よろしく願いいたします。

もう一つございまして、審議会規則第4条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」とございます。そこで、私といたしましては、できましたら田瀬委員に職務代理をお願いしたいと存じます。お引き受けいただけるようございましたら、この際一言ということでよろしく願いします。

【田瀬委員（委員長職務代理）】 出番はないと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

【小早川委員長】 ありがとうございます。会議次第にあります議事につきましては以上でございますが、これで終わりということではございませんで、引き続きまして報告事項に移らせていただきます。まず「委員の所属部会について」ということでありますが、規則第7条第2項によりまして、「部会は、会長の指名する委員、臨時委員及び調査委員をもって組織する」ということになっております。事務局のほうで用意していただいていると思っておりますので、それをお示しいただきたいと存じます。

【山下環境政策課長】 それでは、これより事務局から委員の所属部会の案をお示しさせていただきますと思います。

【小早川委員長】 お配りいただきましたでしょうか。それではごらんください。会長といたしまして、ただいま事務局からお示しいただいた案のとおりに部会に所属する委員を決定させていただきたいと存じます。どうか皆様ご了承いただきたいと存じます。なお、部会長の選任につきましては部会委員の互選となっておりますので、各部会におかれましてよろしくお願いたします。では、この件はそういうことでございます。

続きまして、報告事項（２）「環境審議会運営要領の一部改正について」ということがございます。この件につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

【山下環境政策課長】 それでは、お手元にお配りしております資料の次第の次が名簿でございます、その次に東京都環境審議会運営要領、右をホチキスでとめてある資料がございます。ごらんください。運営要領の最後のページ、別表でございますが、私ども東京都の組織改正がございましたため、アンダーラインのところの改正をしたというご報告でございます。

報告は以上でございます。

【小早川委員長】 そういうことでございますので、報告を承ったということにさせていただきます。

それでは、次に東京都の取り組みについて事務局から報告があります。事務局からご説明をお願いいたします。

【山下環境政策課長】 それでは、着席したまま私のほうから説明させていただきます。

私ども東京では、環境政策に対してさまざまな取り組みを行ってございます。特に温暖化対策、緑の推進体制につきましては、私ども東京都の副知事をトップとする全庁横断型の取り組みを進めているところでございます。私どもは、温暖化対策と緑の推進体制を２つの１０年プロジェクトと呼んでございますけれども、これは前期の審議会でもいろいろとご議論いただいて大きく進めてきたということもございますので、本日は現時点での取り組み等につきましてご報告させていただきます。

まずは、カーボンマイナス東京１０年プロジェクトをご説明いたします。お手元にカラー刷りのＡ４横の左でとじてある資料をお配りしてございます。加えまして、プロジェクトでもご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

カーボンマイナス東京１０年プロジェクトでございますけれども、カーボン、二酸化炭素をマイナスするということで、東京都が進める温暖化対策、気候変動対策の名称でございます。

先ほども私どもの局長よりご報告いたしました。東京都は平成18年12月に近未来の都市戦略ということで「10年後の東京」を策定いたしました。その中で環境分野につきましては、世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市を実現するという、具体的には2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減するという中期の目標を明確に掲げたところでございます。これは、昨年3月に改定いたしました、お手元にもお配りしております東京都環境基本計画にも目標として掲載したところでございます。

温暖化をめぐる世界の動向でございますが、先生方は十分にご認識されていらっしゃる。細かい説明は省略させていただきますけれども、現在年末のCOP15に向けて2013年以降の世界における削減目標、枠組みが議論されているところでありまして、先月も日本政府が中期目標を策定いたしました。先ほど私どもの局長からもご説明させていただきましたけれども、いろいろ基準年がございますので、2005年を基準年とした場合には日本政府が15%なわけでございますけれども、東京都は22%、電気排出係数を固定した場合には27%となるということをおこの表の右端に記載させていただいております。

都内のCO₂排出量の現状でございますけれども、このグラフにありますように、東京の場合はピンクで示したオフィス、都庁舎、大学病院など業務部門の排出の占める割合が非常に多いのが特徴でございます。したがって、東京都としても業務部門対策に重点的に取り組んでいくということでございます。その次に家庭部門が都内全体の4分の1の排出量を占めるということで、業務部門に次いで家庭部門にも重点的に取り組んでいく必要がある状況でございます。

カーボンマイナス東京10年プロジェクトの開始でございますが、こうした現状を受けて、先ほどの目標に従ってやってきたということでございます。先ほどもご紹介申し上げましたが、この紙の一番下にありますように、環境というのは環境局だけでは無理でございます。本日各局の部長級も幹事という形で参加しておりますが、全庁を挙げて温暖化対策に取り組んでいるということでございます。

カーボンマイナス東京10年プロジェクトの基本的な考え方でございます。お手元の資料の6ページでございます。4点考え方を示しております。一つは日本の環境技術をCO₂削減に向けて最大限発揮する仕組みをつくるというものでございます。それから、経済活動、生活を行っていく上でCO₂の排出は避けられないので、大企業、中小企業、家庭のそれぞれが行政も含めまして役割と責任に応じてCO₂を削減する仕組みをつくって

いくということでございます。それから、当初三、四年を転換始動期ということで、戦略的・集中的に対策を実行していこうということ。それから、基本的な考え方の最後としては、民間資金、500億円の都予算を設置してございます基金、後ほど説明する税制といった行政でもできる取り組みを活用して、必要な投資は大胆に実行できるという形でやっていきたいと思っているところでございます。

これは19年からやっているわけですが、これまでの進捗状況ですが、役所でございますので仕組み、予算を伴う事業の執行が大きな形になるわけですが、今までに2回、それぞれここにありますように100事業程度で、最初の年が200億円、今年の予算で365億円という事業を組んでおります。本日は、この中から部門別に幾つか例をご紹介します。お手元の資料の8ページになります。

まず、先ほど申しました東京都として一番重点的に取り組んでいる産業・業務部門、特に業務部門は、大規模事業所に対する温暖化対策ということで、先ほどの局長のあいさつにもございましたが、来年4月からいよいよ総量削減の義務が実行されるということでございます。これは、昨年条例を改正し、前期8期の審議会ではほんとうに集中的に議論いただいたということでございます。

ただ、そのときにも議論いただきましたけれども、私どもには2000年から地球温暖化対策計画書制度という事業所の自主的取り組みを推進する仕組みがございまして、企業の皆様が自主的に取り組んでいくステップを上げていく中で、義務化という形に到達したということでございます。

制度の中身について少し詳細に説明させていただきたいと思っております。大規模事業所は燃料、熱、電気の使用量が原油換算で1,500キロリットルの事業所ということで、今都内に1,400カ所ほどございますけれども、これに対して条例で義務をかけるということでございます。

具体的には、第1計画期間という青い線がございしますが、来年2010年から5年間で6%ないしは8%の義務をかけていくということで、左の表にもございますように、求めているのは削減義務率の5年間分の量でございます。8%の対象となるのは、基本的にはオフィスビル等とお考えいただければと思います。6%は、工場、オフィスでも地域冷暖房を多く利用する事業所でございます。

どうやって義務を達成するのかということでございますが、まずはやはりみずからの削減ということで、高効率な省エネ設備に転換していただく、あるいは運用対策によってC

CO₂排出量そのものをサイトから削減していただくということがございます。

また、その手段としては、ここにありますように排出量取引ということでございます。具体的にどういったものが取引の対象となるかということでございますけれども、①から④にありますように、義務を受けている対象事業所が義務量を超えて削減した量が取引の対象となるということがございます。あるいは、中小規模の事業所は義務の対象になってございませぬが、そこが任意で省エネ対策によって削減したものは取引の対象になりますので、中小企業が任意で省エネ対策したものを大企業が買い取ることにより、実質的に中小企業対策にもなるという仕組みになってございます。

あるいは、再エネクレジットと書いておりますが、太陽、風力といった再生可能エネルギーは、グリーンエネルギー証書という形で経済価値で取引もできるわけですが、そうしたものを充てることもできますし、ここには託送によるグリーン電力と書いてございますが、再生可能エネルギーを直接引き込んでやっている部分も取引の対象となるというものでございます。あるいは、都外のクレジットということで、都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量も取引の対象としたところでございます。

それから、中小企業でございます。都内の業務部門のうち1,400が大規模事業所と申しましたが、実はその他60万から70万と言われている中小規模事業所が存在します。ご案内のとおり、資金力、あるいはノウハウも足りないので、ここに義務をかけるのは現実的ではないということでございます。私どもとしては、すべての中小規模事業所が簡単にCO₂排出量を把握して、具体的な省エネ対策に取り組むように促せる地球温暖化対策報告書制度を今回の条例改正で創設したというものでございます。

基本的には任意なわけでございますけれども、サイトとしては小さくても、例えばチェーン店、銀行などの支店は東ねれば相当なCO₂を排出していて、2つ目の丸の括弧に書いておりますように、年間エネルギー資料量の合計が原油換算で3,000キロリットル以上の事業者に対しては、取りまとめて東京都に提出していただき、私どもは公表することを義務という形で位置づけたということでございます。こうした取り組みのきっかけとなる仕組みをつくりまして、私どもとしては技術面・資金面からさまざまな支援を実施してまいるということでございます。

まず、技術面の支援としての一つの例でございますが、中小企業向けの無料省エネ診断を行ってございます。昨年4月に東京都地球温暖化防止活動推進センターを設けましたけれども、通常省エネ診断もお金が30万とか50万かかると言われておりますが、これを

無料でやらせていただき、その結果省エネ設備に取りかえていただく、あるいは運用で省エネを進めていくということをやっております。右には実績の件数ということで、省エネ診断で件当たり年間平均12.3%のCO₂削減率という結果も出ているところでございます。

それ以外の中小企業の対策でございますが、先ほど税制と申し上げましたが、中小企業向け省エネ促進税制に庁内の連携の中で取り組んでおります。具体的には、法人事業税と個人事業税の減免でございます。これは、先ほど申しました地球温暖化対策報告書を任意で提出していただいた中小企業者に対しては、空調とか照明で省エネ・再エネ設備を入れていただいた場合、設備取得価格の半分、50%を税額から減免するといった経済的なインセンティブによって、省エネ・再エネ化を進めていきたいというものでございます。

その他税以外でございますけれども、金融面からの支援ということで、私ども東京都産業労働局と連携してやっております中小企業設備リース事業でございます。私どもの監理団体であります東京都中小企業公社に東京都が原資を拠出して、公社が設備を買って中小企業にリースするというところでございます。省エネ設備の場合には、信用保証料を公社として全額補助していくという仕組みで、これも経済的なインセンティブの一つでございます。制度融資の場合でも、利率の低減等の取り組みも行っております。

以上が業務部門対策でございます。

家庭部門対策でございますけれども、一つの例としては、今年から大々的に取り組んでおります太陽エネルギー利用の飛躍的拡大ということで、昨年からいろいろ準備してきたわけでございますけれども、いよいよ今年4月から本年度、来年度合わせて4万世帯に太陽エネルギー機器を設置し、具体的に東京都としては補助金を交付するというところでございます。一般的に太陽光であれば、一般家庭に都として3キロワットで30万、1キロワット当たり10万円、現在国でも21万程度、都内区市町村でもそれぞれ補助金を用意しておりますので、そうした形でイニシャルコストを低減していくということでございます。

その他、太陽光のほうは国、区市町村を挙げて相当取り組んでいるんですけども、都としては低価で効率のいい太陽熱の促進も進めておりまして、太陽熱ソーラーシステムを例として挙げておりますが、20万程度の補助金を出しているということでございます。

それから、新宿の都庁でも取り組みを進めているわけですが、やはり家庭の場合には身近な区市町村の取り組みも重要であるということで、区市町村ごとにいろいろなアイデアを出して、先進的な取り組みを進めている実例もございますので、私どもとしては、先駆

的な取り組みについては今年予算から全額補助を行いまして実施していただき、いい例であればほかの自治体に波及してもらいたいという取り組みを進めております。

あるいは、都内の区市町村でも高効率空調機・給湯器、屋上・壁面緑化といった補助事業もやっておりますので、これに対しても東京都として協調して補助するという仕組みも進めてございます。

運輸部門対策の例でございます。運輸部門対策にはいろいろな取り組みがございますが、本日説明させていただきますのは、環境性能のよい自動車の普及促進の一つとして次世代自動車の普及でございます。今年は電気自動車、あるいは来年早々にでもプラグインハイブリッドが売り出されるのではないかとのことですが、取得価格が非常に高く、例えば電気自動車であれば、大体120万程度で買えるものが420万かかると300万の価格差があるわけですが、その半分は国が出し、東京都はそのまた半分、4分の1の75万を補助するという取り組みを進めております。

あるいは税につきましても、具体例としては、電気自動車の場合は13万円、プラグインハイブリッドの場合は39万円の自動車税、自動車取得税は免除という取り組みを進めております。

カーボンマイナスムーブメントということで、効果のある取り組みをやっていくわけですが、やはり都民を巻き込んだうねりをつくっていかねばいけないということで、一つの例としては環境教育の推進でございます。これは東京都教育委員会が旗を振っておりますけれども、先月は環境月間ということもありまして、都内の全小学校に対して省エネのチェックシートということで具体的な行動を呼びかけております。京都議定書約束期間中はこれを毎年実施していくということでやっております。その他、私どもとしても、NPOと連携してさまざまな環境教育の取り組みを進めているところでございます。

もう一つ、エコ金融プロジェクトということで、私どもが金融機関に70億円預託しまして、その仕組みでいろいろな環境配慮行動を行ってもらえればということで、具体的に金融機関と調整しているということでございます。

ちょっと駆け足でございましたけれども、本日はこうした取り組みを通じて温暖化対策を進めているというご紹介をさせていただきました。

続きまして、緑のプロジェクトにつきまして、説明員が交代しまして自然環境部副参事の小林より説明させていただきます。

【小林自然環境部副参事】 自然環境部の緑施策推進担当副参事の小林でございます。

緑の東京10年プロジェクトについて説明させていただきます。プロジェクトに出ますけれども、お手元の資料をめぐっていただいたほうがわかりやすいかもしれません。ページ番号もご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず2ページをごらんいただきたいんですが、東京都はどのようにして緑を把握しているのかということについて簡単に予備知識として説明させていただきます。東京都はみどり率という数値でもって東京の緑を把握してございます。例えば航空デジタル写真ないしは衛星写真を使って、そのデータをGISと重ね合わせるなどして算出してございます。平成10年のみどり率の値は区部で29%、多摩部で8割、15年のみどり率は暫定値でございますけれども、区部で24%、多摩部で72%。15年が暫定値でございますので単純比較できませんけれども、区部で1ポイント、多摩部で2ポイント減少しているという状況でございます。

次の3ページをごらんいただきます。その内容を東京都が5年ごとに実施している直近の土地利用現況調査で見ますと、区部については平成13年から18年までの5年間で公園・運動場が92ヘクタール増加し、一方農地が164ヘクタール減少。多摩部につきましては、平成9年から14年までの5年間で公園・運動場が56ヘクタール増加しておりますけれども、農地が580ヘクタール、森林が400ヘクタールそれぞれ減少しているというのが東京都の緑の状況でございます。

それでは、緑の東京10年プロジェクトの説明に入らせていただきますけれども、先ほどもございましたが、平成18年東京都は「10年後の東京」計画を策定いたしました。2016年に開催されるオリンピックを視野に入れまして、それに向けた東京の具体的な方向性を示す都市戦略という位置づけでございます。それに向け具体的な展開を図っていくものでございます。その中に、8つの目標がございます。

5ページをごらんください。8つの目標の第1に「水と緑の回廊で包まれた美しいまち東京を復活させる」というのがございまして、その目標を達成するためにここにございませうような項目、具体的な数値、考え方が示されているわけでございます。先ほどの局長のあいさつにもございましたけれども、緑のネットワークづくり、1,000ヘクタールの緑づくり、都内の街路樹を100万本に倍増させるといったものが主な項目、緑関係の10年後の具体的な姿としているわけでございます。

6ページをごらんください。10年後の東京の姿を実現するためには全庁挙げての取り組みが必要であることから、19年1月に全庁横断型の戦略組織である緑の都市づくり推

進本部を設置いたしまして、同年6月推進本部は基本方針を策定いたしました。7ページをごらんください。これが基本方針の中身でございます。3つの基本的な考え方と4つの方針からでき上がっております。

8ページをごらんください。緑の東京10年プロジェクトの具体的な施策として、予算編成などを経て平成20年2月に緑の東京10年プロジェクト施策化状況を策定しました。これは1回目でございます。本日の資料の内容は、本年2月に2度目の施策化状況として公表されました、緑の東京10年プロジェクト施策化状況2009の内容を掲載してございます。事業数は82、予算額は427億円の取り組みでございます。事業の内容につきましては、基本方針に基づき4つの方針ごとに個々の事業が整理されているところでございます。

まず方針Iでございます。緑化への機運を高め、行動を促す緑のムーブメントを東京全体で展開ということでございます。

10ページをごらんください。道路、公園、河川、保全地域、森林といった都内のさまざまな緑におきまして都民、企業、NPOなどと連携、協働して緑の創出や保全に係関係局が取り組んでいるところでございます。また、緑づくりの新たな参加の手法でございます。緑の東京募金も実施してございます。ちなみに、本日現在約4億6,000万円の募金がございます。

さらには、民間企業が緑化の義務を超える、もしくは緑化の義務のないところを自主的に緑化していただく取り組みにより、緑をつくっていく取り組みも始まっております。こうした取り組みを主なものとしまして、緑のムーブメントの醸成を行っていきたいと考えてございます。10ページの右下の写真は、東急電鉄が取り組んでいる沿線のコンクリートのり面の緑化の写真でございます。

11ページをごらんください。方針IIは、主に行政による骨格となる緑づくりの事業展開でございます。街路樹の倍増などによる緑のネットワークづくりなどが主な事業となっております。

12ページをごらんください。海の森づくりの事業でございます。中央防波堤内側のごみ処分場の一部、8ヘクタールを森に生まれ変わらせる取り組みでございます。次のページをごらんください。海の森づくりに関しましては、都民、企業などと協働しながら進めます。10年間で概成、30年かけて完成させる取り組みでございます。

14ページをごらんください。街路樹の倍増、100万本でございます。高木の間に中

木を植栽する、もしくは植樹帯の充実などにより街路樹を倍増させてまいります。15ページをごらんください。さらに、街路樹と大規模な公園をネットワーク化し、都の緑の骨格づくりを進めてまいります。16ページをごらんください。緑の拠点となる都市公園につきましても、引き続き積極的に整備を進めてまいります。

17ページをごらんください。東京都が埋立地などにつくる公園を海上公園といいます。海上公園につきましても、引き続き整備を進めてまいります。18ページは、海上公園の例でございます。双方とも大田区でございますけれども、海辺に面した城南島海浜公園と東京港野鳥公園の写真を載せてございます。

19ページをごらんいただきます。運河や河川など水辺における緑化の取り組みも進めてまいります。こうした取り組みを通じまして、緑のネットワークづくりを行ってまいります。

20ページをごらんください。方針Ⅲでございます。生徒、児童などの身近に新たな緑を創出すること、また、校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくりとしまして、公立小中学校、都立学校、私立の小中高、幼稚園、保育所の校庭、園庭の芝生化を現在進めております。21ページをごらんください。校庭の芝生化は、子供たちの運動意欲の増進、環境を考えるきっかけづくり、熱環境の改善などさまざまなメリットがございます。

22ページをごらんください。校庭芝生化により地域のコミュニティーづくりに貢献する側面もございます。校庭芝生化を普及するため、芝生導入のための財政支援、管理面の人材育成、専門家によるアドバイス、芝生応援団による企業からの協力、芝生化のための普及啓発事業を積極的に行い、事業を進めております。

23ページをごらんください。最後の方針Ⅳ、あらゆる工夫による緑の創出と保全でございます。東京にはまだ豊かな緑が多く存在してございます。こうした緑を保全していくとともに、制度の構築や強化、都庁の率先行動などにより緑を創出していく取り組みでございます。

24ページをごらんください。自然保護条例の強化により、より一層緑の保全、創出を行ってまいります。緑化計画書制度により敷地、屋上などの緑を創出し、さらには自然地の開発の際に必要な開発許可制度により今ある緑をより一層守るとともに、緑の創出も行なってまいります。

25ページをごらんください。都も率先して施設の緑化に努めております。写真では警察署、下水処理場の例を掲載してございます。また、民間施設の屋上緑化、壁面緑化の紹

介写真でございます。

26ページをごらんください。森林、特に人工林の荒廃を防ぐため、森の樹木の健全な循環を回復させ、適正な管理を進めるための取り組みや、自然公園の一部で問題が顕著化しているオーバーユースなどに対応するため、自然公園の保護ないし適正な利活用を行っていくための取り組みを進めてまいります。

27ページをごらんください。貴重な緑を守る自然保護条例に基づく保全地域の指定促進。都市の農地も身近な緑でございますことから、農業、農地を生かしたまちづくり事業の具体化のため、区市による事業プランの策定支援やプラン実現のための財政支援も行ってまいります。

このほかにも、身近な緑の創出、保全に取り組む区市町村の先進的な取り組みに対して、カーボンマイナス事業と連携して財政支援を行っていくほか、区市町村と合同で今後10年間で守るべき緑を明らかにした上で、その保全について方針を取りまとめていく予定でございます。

以上でございます。

【小早川委員長】 ありがとうございます。今2つの資料に即して事務局からご説明いただきました。さて、そこでこの際各委員の皆様から、今ご説明のあった点、あるいは説明がなかったけれどもどうかという点もあるかもしれませんが、ご意見、ご発言がございましたらよろしくをお願いします。田辺委員、どうぞよろしくをお願いします。

【田辺委員】 何もないようですのでコメントを申し上げます。今回初めて委員にさせていただきました早稲田大学の田辺と申します。専門が建築です。先ほどご説明があったように東京では業務部門から40%ぐらいCO₂が出ています。しかも90年比で3割も上がってしまっていて、建築の責任は非常に大きいのです。今回の東京都のCO₂削減の制度は世界的にも非常に注目されている制度です。厳しい面もあると思いますが、産業、あるいは業務も育てながら、よりよいオフィスビルとか建物ができていくのを大変期待しています。せっかく委員にさせていただきましたので、ご協力、あるいは建築関係の人にもう少しきちんと説明できるようにしたいと思っております。

以上です。

【小早川委員長】 どうもありがとうございました。力強いご発言です。市川委員。

【市川委員】 カーボンマイナス東京10年プロジェクトの資料の15ページにあります「②区市町村との連携を強化」のところ、提案プロジェクトということで既に区市町

村から具体的な先駆的事例のご提案は出ているでしょうか。

【山下環境政策課長】 では、環境政策課長よりお答え申し上げます。実際はいろいろな区市町村と今打ち合わせを進めております。今月下旬を目途に、第1次の提案を出していただくという事務的な作業を進めておまして、区の中で住民に対してまだ公表していないので、本日はどこそこの区さんでこういうことをやっているという具体的な中身についてはお話しできないところはあるんですけども、例えば温暖化対策であれば、国でもやっておりますエコポイントという形を使って家庭における温暖化対策を進めたいというお話もちょうだいしておりますし、緑でいけば、普通の植樹というのがありますが、いろいろな学校に少し集中的に高木を植えて、地域の森とまではいかないんですが、緑の拠点になるようなことを住民を巻き込んで進めていくことによって、地域の緑化に資していきたいというお話もございます。

あるいは、区や市でないとなかなか目の行き届かない中小企業に対して何か省エネ対策ができないかということも、まだやわらかいんですけども私どもが相談を受けていて、一緒になって考えて施策化していきたいと思っているところでございます。

【小早川委員長】 河口委員。

【河口委員】 今日2つご説明いただいたんですけども、カーボンマイナスも緑も基本的には目的が同じようなところがあると思いますので、屋上緑化とかをすることによってCO₂を減らすのは非常に相乗効果がある分野ですので、できれば別立てよりも、一緒にできるところは一緒にやったほうが効率的ではないのかなと思いました。

例えば一例を挙げますと、緑のほうの23ページにこれからの方針ということがあるわけですが、その中に既存建築物の屋上緑化推進みたいなのが入っているわけですが、カーボンマイナス東京のほうは今までやってきたことが書いてあるということなのでここにはないんですが、例えば14ページに行きますと、家庭部門で太陽エネルギー利用の飛躍的拡大というのがあるわけですが、前の条例を改正するときにも私の強い希望ではあったわけですが、特にマンションなんかに住んでいますと、新築はいいんですけども既築の建物の緑化にはなかなか手が入れられないということがあって、都は特にマンションが多いので、そういった対応は両面で効いてくるんです。

既築のマンションなんかは緑化できるような制度設計ですとか仕組みも含めてご検討いただくといいのかなという面では、別立てでいろいろと走らなきゃいけないところもあるとは思いますが、逆に一緒にやったほうがいいところは一緒にやったほうがいいと思

ますし、予算もくっつけばたくさんになるのかなとか。都民としては、太陽光をやっても屋上緑化をやってもどっちでもいいわけです。それで電気代が減ればいいやみたいなのところもあると思うので、できればそういう連携もぜひお考えいただきたいと思います。

【小早川委員長】 これは、都のほうはどうでしょう。

【山下環境政策課長】 ご指摘はごもっともだと思います。今日は整理の都合上2つのプロジェクトという形でご説明申し上げましたが、実際には同じ環境局が全庁のかなめというか事務局となって進めている事業でございます。私どもは制度の設計上、同じ屋上でも緑にするのか太陽光パネルを張るのかというのは、事業者さんとしては総合的に考えていかなければいけない課題だと思っておりますので、今後ともプロジェクトの推進に当たっては、今委員ご指摘のとおりあまり役所の縦割りということではなくて、うまくかみ合わせるように進めていきたいと思っております。

【小早川委員長】 小河原委員、それから大塚委員。

【小河原委員】 私は、環境審議会は初めてなんですけれども、2年間ほど自然環境保全審議会の計画部会に携わらせていただいて、緑化計画書制度ですとか開発許可制度をつくり、守る制度の強化という点で大分進展したのかなというぐあいに思っているんですが、昨年6月に生物多様性基本法が国のほうでも施行されて、それぞれの自治体、特に都道府県には生物多様性基本戦略をつくるのが努力目標として挙がってきているわけですが、ぜひ緑の創出と保全が生物多様性の保全、創出のためにどういった効果があるんだろうかということ、全体を通して常に念頭に置いて展開していただけるとありがたいのかなと。今回のレジュメには生物多様性という言葉が一言も出てこなかったものですから、残念かなと思っております。

【小早川委員長】 何か弁解はありますか。

【中島自然環境部長】 小河原先生には、緑化計画書制度等の強化ということで非常にご尽力いただきまして、ありがとうございます。

生物多様性につきましては、私どもはカーボンマイナスと表裏一体を成すものと考えておりまして、現在さまざまなNPO、研究者の方々からいろいろな情報を得まして、そうしたものをもとに東京都としての生物多様性の戦略を立ててまいりたいと考えております。さらに、最近の都市開発の動きの中では、ディベロッパーさんも当然都心部の緑等に着目した取り組みをされておりますので、そうした面での情報も得まして、東京都としての取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

【小早川委員長】 それでは、さっき大塚委員からでしたので、その後窪田委員。

【大塚委員】 恐れ入ります。カーボンマイナス東京10年プロジェクトの中の排出量取引制度についてでございますけれども、大変画期的な取り組みをしていて、高く評価させていただきたいと思っております。

9ページのところでお伺いしたいんですが、第1計画期間について6%、8%とされて、第2計画期間について17%ということに今回なっているわけでございますけれども、6%、8%の決め方については、実際の削減の可能性をお考えになって随分ご努力なさって決めておられると思いますが、若干聞きにくいんですけども、宿題を先に延ばして17%というのが後ろに行ってしまうようなところもあるかと思うんですが、第2計画期間については、これだけの削減の見込みは現在ある程度予想されておられると考えてよろしいのでしょうか。後ろのほうに宿題を残しちゃっているところがあるかなという気もしますので、少し気がかりなところがないわけではないんですけども、ちょっと聞きにくい問題で申しわけありませんがよろしくお願いします。

【大野都市地球環境部長】 都市地球環境部長の大野でございます。削減義務率の決め方でございますけれども、冒頭ご説明申し上げましたように、2020年までに2000年比で25%削減するというのが東京都全体の目標でございます。環境基本計画のときも部門別にご議論いただきましたけれども、産業・業務部門全体を合わせますと17%削減というのが東京都全体の25%に対応する数字になります。これは25%よりも数字が低いですが、自動車部門では40%削減という目標になっておりますので、そういう数字になってございます。

17%をどうやって実現するかということにつきましては、現在東京に存在している大規模事業所の技術的な状況でございますとか、どのぐらいの省エネ機器が入っているかというのを検討いたしました。その結果我々としては、17%というのはトップダウンから出てくる数字ではございますけれども、同時に積み上げをしても実施可能であると考えております。

ただ、それを2020年までにどうやって実現するか考えますと、今取り組みが始まっておりますが、大規模な省エネ投資などをするに当たりましては若干リードタイムが必要でございます。リードタイムの分をカウントいたしまして、2020年までに削減が必要な部分の7割を第2期、3割を第1期と割り振っております。

したがって、ご指摘のように第2期のほうがウエートが高いわけでございますが、

これは単に先送りしているということではなくて、省エネ投資を実減していくためには少しリードタイムが要するという、現実的な可能性を考慮してそうしているということでございますので、我々としてはまず第1期は運用対策などを中心に着実に削減していただき、かつそれで終わりではなくて、第2期は17%が控えているということを念頭に置いて今から着実に取り組んでいただいて、確実に達成するというシナリオで進めてまいりたいと思っております。

【小早川委員長】 では、窪田委員。

【窪田委員】 窪田です。緑のほうについて1点お伺いさせていただきます。あちこちで生産緑地の指定の解除が続いていて、随分農地が減っていると思っているわけですが、そうすると、緑の現状のところでも非常に農業地の現状が激しいということが出ているんですが、方針のほうでは必ずしもそこが手厚くなっているわけではなく、どこかのページに書いてありましたけれども、ほかに比べて予算額が1けた違うような状況があったかと思いますが、そこら辺は農地担当部局のほうできちんとやられていて、そこと連携していらっしゃるから大丈夫なのかとか、背景を少し教えていただければ助かります。

【小林自然環境部副参事】 小林でございます。今ご指摘のように、農地の保全というのは非常に大きな課題でございまして、1つ大きなハードルとして相続の問題がございまして。そういった部分については、どうしても国への要望といった部分でお願いしていきやいけない。

一方、農地の行政については区市町村が担ってございます。まず予算額につきましては、21年度は2,000万ですが次年度以降かなりふえます。先ほど申し上げましたように、施設整備の支援という部分が出てまいりますので、予算額については10倍以上になる予定でございます。

そういったことで、区市町村の独自性、地域性、つくるものについても特性を生かしながら、農業、農地をまちづくりに生かしていくということで、地べただけに着目するのではなくて、まちづくりもあわせた中で農地を守っていきましょうという取り組みを昨年度から始めているところでございます。

【小早川委員長】 それでは平田委員、どうぞ。

【平田委員】 昨年度大変網羅的で野心的な環境基本計画を策定し、その中で条例で対処すべき重要なことを環境確保条例で改正したと認識していますが、その運用をしっかりとさせていただくというのが今は大変重要なところだとは思いますが、環境基本計画

に書かれていることで条例で対応していない、規制などで対処すべきことに重点化して議論したという記憶がありますので、環境基本計画に書かれていながら条例では対応していないけれども、いろいろなメニューが書かれてあったと思うんですが、そういったものについては今後何か発展させていくことをお考えなのかというのを1点お伺いしたいのと、あと、基金が500億ぐらいあるとおっしゃられましたが、カーボンマイナスの資料の7ページに10年プロジェクトの予算について金額が出ておりましたが、この関係性についてざっくりでいいんですけれども教えていただきたい。500億の使い道などもし決まっておって、何か見ればわかるものがあつたら、ここですべてご説明いただかなくてもいいんですけれども、教えていただきたいと思います。

【小早川委員長】 いかがでしょうか。

【長谷川環境政策担当部長】 今お話がございましたとおり、今日緑とカーボンで説明いたしました25%の削減目標でありますとか、1,000ヘクタールの緑も基本計画の目標の一つに入っておりますけれども、それ以外にも例えば光化学スモッグでありますとかそれぞれ目標設定をしております。

前期の環境審議会では、その中でも特に新たに喫緊の課題として制度構築が必要な課題ということで、環境確保条例の中の温暖化に関する条例の改正を1つご審議いただいたわけですが、当然基本計画に基づいた目標に沿ってそれぞれの施策を進めていかなければならないということになっておりますので、普通の役所のやり方ですと予算に事業を継続するとかいうやり方になりますが、それぞれの目標に沿って具体化してまいっているということでありまして、また、いずれ基本計画の中間的な点検も当然行うわけですので、そういったことを念頭に置いてそれぞれの施策を進めてまいりたいと考えております。

それから、基金とカーボンマイナス東京10年プロジェクトの金額との対比ですが、地球温暖化対策基金はカーボンと緑の施策に充てるということになっておりますが、例えばカーボンマイナス東京10年プロジェクトの中には、都庁の率先行動として東京都の施設に省エネ・再エネの設備を導入するといったものも入っております。そういうものに関してはこの基金を充てない。逆に言えば、都民や事業者さん向けの具体的な施策に基金を充てるということになってございますので、必ずしも500億の基金の数字と事業予算の数字……。ですから、一般財源を充てている部分もカーボンマイナス東京10年プロジェクトの金額の中に入っているということでございます。

【小早川委員長】 まだおありでしょうか。予定の時間がいつの間にか過ぎてしまいま

したので。じゃあ最後に田瀬委員、お願いします。

【田瀬委員】 両方のプロジェクトともにそれぞれの意味があると思うんですけども、ちょっと気になるのは数値の達成という感じがあって、カーボンももちろん何%達成するという事は重要なんですが、その裏では本来省エネ、省資源がちゃんと裏づけられていないと、カーボンを幾ら減らしたからといっても、例えば買いかえだとか何とかで出てきた廃棄物から、どうやって希少金属とかを回収できるのかということをしておかないと長続きしないといえますか、結局最後はまたという感じになってしまうと思います。

それからもう一つ緑のほうも、街路樹を100万本というんですけども、木を植えるだけじゃだめで、下の地面のほうもちゃんとしないと、さっきの生物多様性も含めて維持できない。100万本植えなくても、50万本でそれだけの効果を出せるようなことができると思うんです。だから、数値だけじゃなくて中身のほうももう少し検討していただければと感じました。

【小早川委員長】 ありがとうございます。

では、先ほどの事務局からの説明についての意見交換はこの程度にさせていただきたいと思えます。時間も過ぎておりますがせっかくの機会ですので、その他何かこの際ご発言がありましたら。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日予定しました事項は以上でございます。そこで、本日の総会はこれで終了したいと存じます。では、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【山下環境政策課長】 ありがとうございます。

今後のことですが、先ほどの会長のごあいさつにもありましたように、国内外の環境問題をめぐる動向も目まぐるしいものがございまして、こうした動きを的確にとらえまして、私どもとしましては委員の皆様にも適時お諮りしていきたいと思っておりますけれども、直ちに審議会に諮問という形をお願いする案件の予定は今のところないというところがございまして、ただ、先ほどのやりとりにもありましたように、環境基本計画に掲げる私どもの取り組みについても、いろいろと審議会の場で適時ご報告させていただきましてご議論賜りたいと思っております。その節はまたご案内申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私どもからの連絡事項につきましては以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —